

新 監 査 第 274 号
令和 4 年 9 月 27 日

請求人 様

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	五十嵐 完 二
同	串 田 修 平

新潟市職員措置請求の審査結果について（通知）

令和 4 年 8 月 10 日付けで提出のありました標記の請求については、地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしておらず、却下することと決定しましたので通知します。

記

第 1 請求の内容

1 請求の提出日

令和 4 年 8 月 10 日

2 請求の要旨

措置請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証明する書面から、請求の要旨を次のように理解しました。

(1) 主張事実

令和 4 年 1 月 24 日に介護保険課賦課収納係主査 A は、「介護保険料納入済額のお知らせ」（以下「本件文書」という。）を該当する市民、約 241,100 人に発送した。A は、本件文書の印刷等を業者に発注する際、データの集計期間を誤って業者に指示した。業者に発注する前に再度の確認を怠り、ダブルチェックもしなかった。介護保険課長及び課長補佐は、A からの起案を受けた際、集計期間の確認を怠り、起案用紙に押印した。この結果、1 月 24 日に発送した本件文書が無駄に

なり、約 2,000 万円の損失を発生させた。

業者に指示書により発注しているが、指示書には「2021 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日」と記載している。正しくは「2021 年 2 月 1 日から 2022 年 1 月 31 日」であった。同課賦課収納係は、昨年 7 月にも「介護保険料の特別徴収の処理の誤り」があり、市のホームページに第 1 報から第 5 報まで掲載している。これによると「今後はこのような誤りが起こらないよう再発防止に万全を尽くし、介護保険行政の信頼回復に努めてまいります」と 5 回繰り返し述べている。当然昨年のことを踏まえ、集計期間については誤りのないように再確認し、ダブルチェックを行わなければならない。これを怠った行為は正に不当である。介護保険課長及び課長補佐にあっては、昨年のことを踏まえ、細心の注意をもって、起案されてきた際に確認をしなければならない。これを怠った行為も不当である。これにより、約 2,000 万円の損失を発生させた。

(2) 措置請求

約 2,000 万円の損害補填及び怠る事実の改善を請求する。

第 2 監査委員の判断

本件請求について審査した結果、次のように判断しました。

1 住民監査請求の対象について

住民監査請求は、自治法第 242 条第 1 項において、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができることと定められており、その対象は、普通地方公共団体の長又は職員等による財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

また、住民監査請求の監査結果を不服として行われた住民訴訟の対象について、かかる住民訴訟の根拠条文である自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号に関し、平成 4 年 12 月 15 日最高裁判決において「損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である」と判示していることから、住民監査請求の要件もかかる解釈に従って検討されるべきものと解される。

これを本件についてみると、本件請求書には、請求の要旨として、介護保険課の

職員がデータの集計期間を十分な確認を行わないまま本件文書を印刷作成し、発送した行為は正に不当であることが記載されている。また、事実を証明する書類として、本件文書及び本件文書の訂正文書の印刷作成にかかる決裁文書の写しと、介護保険課が本件についてホームページで公表している報道発表資料などが添付されている。これらを総合すると、請求人は、本件文書及び本件文書の訂正文書を発送したことに伴う、印刷費及び郵送費の支出命令等の財務会計上の行為そのものが財務会計法規上の規程に違反したものであるとは一切主張しておらず、専らその原因行為である、介護保険課が確認を怠ったまま本件文書を発送したことの不当を主張しているものと解するほかない。

よって、本件請求は不適法な住民監査請求であるといわざるを得ない。

2 結論

以上のことから、本件請求は自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象とされるべき要件を満たしているものとは認められない。